

【令和7年度川越市高齢者施設等運営継続支援金交付事業 Q&A】 (高齢者いきがい課所管分)

Q1 事業実施の目的・趣旨は。

[回答]

物価高騰の影響により、電気・ガス・食材料費といった運営経費の負担が増大しているなか、利用者が安心してサービスを受けられる環境を維持するため、国の重点支援地方交付金を活用して、高齢者施設等の安定的な事業継続を目的に支援するものです。

なお、本市では、対象施設の種別により、申請先は以下のとおりとなります。

【令和7年度川越市高齢者施設等運営継続支援金交付要綱 別表1～4より】

- (1)介護保険施設・事業所（別表1）：福祉部介護保険課
- (2)高齢者施設（別表2）：福祉部高齢者いきがい課
- (3)障害者施設・事業所（別表3）：福祉部障害者福祉課
- (4)障害児事業所（別表4）：こども未来部療育支援課

Q2 支援金の支給要件は。

[回答]

要件は、次の①から⑤までのいずれも満たしている事業者に対し、支援金を支給します。

- ①令和7年7月1日時点において、川越市内で要綱別表2の高齢者施設※1を運営していること。
- ②支援金の申請日時点において、高齢者施設※1を休止又は廃止していないこと。
- ③支援金の申請日後においても、高齢者施設※1を休止又は廃止する予定がなく、事業を継続する意思があること。
- ④高齢者施設※1において、国、他の地方公共団体等から同種の支給等を受けていないこと、又は申請していないこと。
- ⑤本市の市税を滞納していないこと。

※1 高齢者施設とは、「令和7年度川越市高齢者施設等運営継続支援金交付要綱」別表2に規定された入所系施設（軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）をいいます。

Q3 支給対象高齢者施設は。

[回答] 高齢者いきがい課を申請先とする支給対象高齢者施設は、次のとおりとなります。

【高齢者施設（入所系施設）】

- 1 軽費老人ホーム
- 2 有料老人ホーム
- 3 サービス付き高齢者向け住宅

Q4 今後、対象の高齢者施設を廃止した場合、返還を求めるのか。

[回答]

Q2の要件を全て満たしている高齢者施設であれば、支援金の返還は求めません。

Q 5 高齢者施設の新設があった場合でも満額の支援金が交付されるのか。

[回答]

支給要件を全て満たしている場合は、満額支給となります。
※令和 7 年 7 月 2 日以降に新設した高齢者施設は対象外となります。

Q 6 [複数サービス関連]

併設施設・事業所（複数のサービスを提供している施設・事業所）の支援金の取り扱いは。

[回答]

Q3 の高齢者施設のみ対象となります。（高齢者いきがい課所管分）

Q 7 [複数サービス関連]

福祉用具レンタル事業と販売事業の両方を行っている場合の支援金の取り扱いは。

[回答]

高齢者いきがい課所管分は該当しません。

Q 8 同一事業者（法人）が複数の高齢者施設で同一のサービスを提供している場合は。

Q3 に該当する高齢者施設ごとに支援金を支給します。なお、支援金の申請にあたっては、法人が一括で申請してください。（Q 1 3 参照）

[例]

・有料老人ホーム A ホーム：	480,000 円（定員 40 人）
・有料老人ホーム B ホーム：	600,000 円（定員 50 人）
合 計	1,080,000 円 を支給します。

※支援金額（単価）：定員 1 人あたり 12,000 円

Q 9 みなし指定を受けている医療機関の訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、訪問看護は対象となるか。

※高齢者いきがい課所管分は該当しません

Q 1 0 同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービスを一体的に行っている場合（共生型サービス含む）の支援申請の取り扱いは。

※高齢者いきがい課所管分は該当しません

Q 1 1 申請は、法人単位で行うのか、各高齢者施設単位で行うのか。

また、同一法人で複数の高齢者施設があるが、それぞれ分けて申請するのか。

[回答]

申請は、法人単位でお願いします。複数の高齢者施設がある場合は、まとめて申請してください。（ただし、川越市外の施設は支援対象外。）

Q 1 2 同一法人が有料老人ホーム(所管：福祉部高齢者いきがい課)と通所介護(所管：福祉部介護保険課)の両方を運営している場合、支援金の申請先は。

[回答]

有料老人ホームは「高齢者いきがい課」へ、通所介護は「介護保険課」へ、それぞれ申請(電子申請)してください。

なお、特定施設入居者生活介護としての申請はできませんので、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅として、「高齢者いきがい課」へ申請してください。

Q 1 3 申請者(法人代表者)と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。

[回答]

申請者と口座名義は一致(法人名の名義は可)する必要がある、異なる場合は支払いができませんので、ご注意ください。

Q 1 4 高齢者施設ごとに振込口座を指定できるか。

[回答]

高齢者施設ごとに振込口座を指定することはできません。

1 法人 1 口座で申請してください。

Q 1 5 【交付決定関係】 交付決定通知の方法、振込時期はいつ頃か。

[回答]

支援金の指定口座への振り込みをもって交付(支給)決定とします。

なお、振込時期の目安(予定)は次のとおりです。

【1回目】申請：令和7年7月1日から31日まで

→振込：令和7年8月下旬頃～9月中旬頃

【2回目】申請：令和7年8月1日から31日まで

→振込：令和7年9月下旬頃～10月中旬頃

※申請件数や申請時期によっては、振込時期が変わることがあります。

また、申請書類に不備があり補正を行った場合、補正完了後の支払となり予定より遅れる場合がありますので、ご了承ください。

Q 1 6 【証拠書類関係】 証拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。

[回答]

支援金に係る証拠書類として以下の書類を施設内へ保管(5年間)していただく必要があります。

①交付申請書

②添付書類(積算内訳書)

Q 1 7 【申請関係】 申請期間はいつからいつまでか。

[回答]

令和7年7月1日(火)から令和7年8月31日(日)までです。

※この期間外の申請はお受けできませんのでご注意ください。

Q 1 8 申請方法は。紙ベースでの申請は可能か。

[回答]

電子申請でお願いします。詳細は市ホームページをご覧ください。

なお、電子申請を行う環境がない場合は、高齢者いきがい課までご相談ください。